

報告事項1（意見聴取）

平成27年9月定例府議会提出予定の議案について

平成27年9月定例府議会に提出予定の、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

平成27年9月18日

○予算案

- 1 平成27年度大阪府一般会計補正予算（第3号）の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 大阪府立今宮工科高等学校における生徒の負傷事故に係る損害賠償請求に関する和解の件
- 2 指定管理者の指定の件（大阪府立中之島図書館）

○条例案

- 1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件（大阪府立学校条例）

<参考>

○今後の予定

- 9月18日以降 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
知事からの意見聴取
- 9月28日 意見聴取に対する回答期限
- 9月29日 9月定例府議会本会議開会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

教育委員会 平成27年度9月補正予算案【一般会計補正予算（第3号）】の概要

一般会計	平成27年度9月補正予算額	▲2,392万3千円
	平成27年度現計予算額	5,812億7,912万7千円
	平成27年度9月補正後予算額	5,812億5,520万4千円

事業名	補正予算額 現計予算額 補正後予算額	摘要
再生可能エネルギー等導入推進基金事業費	▲2,392万3千円 1億4,393万1千円 1億2,000万8千円	大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューデール基金）を活用し、府立学校4校に太陽光発電設備（太陽光パネル）及び蓄電池を整備中であるが、工事及び工事監理の入札差金等について、減額補正を行う。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	大阪府立今宮工科高等学校における生徒の負傷事故に係る損害賠償請求に関する和解の件	<p>大阪府立今宮工科高等学校において発生した生徒の負傷事故に関し、民事訴訟法第89条の規定により和解するため、議決を求めるもの。</p> <p><事案概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 原告生徒が、水泳部において自主練習（顧問不在）を行っていたところ、他の生徒に押されプールに落下し四肢麻痺の状態となった。 原告生徒から、大阪府に対して、3億902万余円の損害賠償の支払いを求める訴えの提起がなされ、今般、裁判所より大阪府に対して解決金1億円の和解勧告があった。
2	指定管理者の指定の件 (大阪府立中之島図書館)	<p>大阪府立中之島図書館</p> <p>指定期間 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで</p> <p>指定する団体 株式会社アスウェル</p>

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件	<p>地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府立学校条例 <p>施行日：平成28年4月1日</p>

大阪府立高校における生徒の負傷事故に係る和解について

◆事案の概要

- 日時 平成 24 年 5 月 16 日午後 0 時 45 分頃（前期中間考査期間中）
- 場所 府立今宮工科高校のプール
- 概要
 - ・水泳部が自主練習（顧問不在）を行っていたところ、飛び込み台に座っていた当時 2 年生の原告生徒 A の背中を、3 年生の生徒 B が押し、原告生徒 A が頭からプールに落下。
 - ・落下直後に原告生徒 A が助けを求めたため助け上げ、救急搬送。第 5・6 頸椎圧迫骨折、頸髄損傷との診断。四肢麻痺の後遺障害あり。（後遺障害等級 1 級相当）
- 原告（生徒 A 及びその母）の主張
 - ・府は、顧問が立ち会うか、危険を伴う練習等を行わないように念入りに指導する義務があり、また、本件プールの構造上に安全性の問題があった。
- 請求金額 合計 3 億 0902 万 3505 円（後遺障害慰謝料及び逸失利益、将来の介護費等）
※大阪府と生徒 B の連帯責任

◆大阪地裁の和解勧告の概要

- 生徒 B が、悪ふざけで、原告生徒 A の背中を強く押したためプール内に落下し、原告生徒 A は重篤な後遺障害を負った。
- 原告の被った損害は 1 億 7000 万円を下らない。（うち 3770 万円は損益相殺により減額）
- 顧問不在の際の自主練習のあり方や、キャプテンを通じた指導監督の方法等につき、プール事故の具体的危険性を踏まえた安全指導という観点からの配慮が必要であった。
- 大阪府に対し、解決金 1 億円の支払いを勧告する。

◆大阪府の対応 ⇒ 和解勧告を受諾する。

- 解決金 1 億円で和解する旨の議案を上程する。
- 解決金は、学校長名で契約していた任意保険の保険金 1 億円が保険会社より支払われるため、府の実質的な負担はない。
- <理由>
 - 裁判所が指摘する安全指導という観点からの配慮が十分ではなかった点は否定できない。
 - 和解勧告に基づき解決金を支払うことは、被害生徒の早期の救済につながる。
- ⇒以上により和解勧告を受諾する。

◆府教委顧問弁護士の意見

- 上記の府の考え方は妥当である。

大阪府立中之島図書館指定管理候補者選定結果の概要について

■選定結果

- 1 指定管理候補者 所在地：大阪府羽曳野市伊賀五丁目738の1
名称：株式会社アスウェル
- 2 次点者 所在地：大阪府中央区本町二丁目5番7号
名称：一般社団法人文化力の旅社会遺産学芸員協会
- 3 審査結果の概要
 - (1) 申請団体数 上記2団体
 - (2) 審査方法 5名の選定委員による選定委員会を開催。申請者からのプレゼンテーション及び質疑応答の後、審査基準の配点（100点満点）に基づき各委員が個別に評点を実施。その評点結果を踏まえて委員全員で総合的な審議を実施後、再度評点を行い、その平均点を点数とした。
 - (3) 選定理由 最優先交渉権者は、施設の維持管理に関する提案が具体的であり、財政基盤が安定していることから、安定的な施設運営が行われると見込まれる。
また、情報発信に関して、内覧会の開催等、運営開始前の具体的な広報計画やにぎわいづくりに関して独自性ある事業が提案されていること、また、ボランティア・NPOの活用実績があることから、適切な運営が行われることが期待できる。

■参考

- 1 公募の経緯
 - ・平成27年6月8日から8月20日 募集要項配布
 - ・平成27年6月15日、23日 募集要項説明会・現地施設案内
 - ・平成27年8月20日 指定管理者指定申請書の受付
- 2 大阪府立図書館指定管理者選定委員会開催概要
 - (1) 審査の経緯
 - ・第1回選定委員会 平成27年5月25日（月曜日） 委員5名出席
内容 委員長選任、施設見学、審査基準の確認
 - ・第2回選定委員会 平成27年8月31日（月曜日） 委員5名出席
内容 申請者の書類及びプレゼンテーションの審査、最優先交渉権者の決定
 - (2) 委員（50音順、敬称略）

泉 英明	（有限会社ハートビートプラン代表）
江本 誠	（公認会計士）
太田 雄士	（大阪商工会議所中小企業振興部部長兼経営相談室長）
細川 良造	（弁護士）
湯浅 俊彦	委員長（立命館大学 文学部 教授）

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の改正（概要）

総務部人事局企画厚生課
総務部人事局人事課
教育委員会教職員室教職員企画課

■改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、所要の改正を行う。

■改正の内容

- ①地方公務員法第22条第1項の「条件附採用」という用語が「条件付採用」に改正されることに伴う規定整備を行う。
- ②地方公務員法第24条第2項の削除に伴い、引用条項の項ずれが発生するため、第24条第6項を第24条第5項に改正する。
- ③地方公務員法第38条に新たに退職管理についての規定が設けられることに伴う改正を行う。
- ④地方公務員法第40条が削除され、同法第6条に新たに人事評価についての規定が設けられることに伴う改正を行う。
- ⑤地方公務員法第58条の2第1項の改正内容と同様の改正を行う。
- ⑥その他規定整備を行う。

<改正を行う条例>

条例名	内容
職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例	②
職員の旅費に関する条例	②、⑥
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	①、⑥
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	②
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	①、⑥
一般職の任期付職員の採用等に関する条例	②
人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	⑤
職員の退職管理に関する条例	③
大阪府立学校条例	④
労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例	④

■施行期日

平成28年4月1日

理由：地方公務員法改正の施行日が、H28年4月1日であるため。

■政策アセスメント・制度間調整

人事委員会が職員の退職管理に関する規則の一部改正を行う予定。

大阪府条例第 号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例

第一条―第八条 (略)

(大阪府立学校条例の一部改正)

第九条 大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(校長の任用及び人事評価) 第十七条 委員会は、校長の任用及び人事評価(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。)に当たり、当該府立学校の学校評価を踏まえて行うものとする。</p> <p>(教員の人事評価) 第十九条 教員の人事評価は、校長による評価に基づき行うものとする。</p> <p>2 教員のうち授業を行う者に係る前項の校長による評価は、授業に関する評価を含めて行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(校長の任用及び勤務成績の評定) 第十七条 委員会は、校長の任用及び勤務成績の評定(大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第十四条第一項に規定する人事評価を含む。以下同じ。)に当たり、当該府立学校の学校評価を踏まえて行うものとする。</p> <p>(教員の勤務成績の評定) 第十九条 教員の勤務成績の評定は、校長による評価に基づき行うものとする。</p> <p>2 教員のうち授業を行う者に係る前項の評価は、授業に関する評価を含めて行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>

第十条 (略)

附 則

この条例は平成二十八年四月一日から施行する。